

### 3. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成18年4月施行）について

#### 1 養護者による高齢者虐待（家庭内虐待）

「養護者」とは、「高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者以外のもの」  
⇒ 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

#### 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待

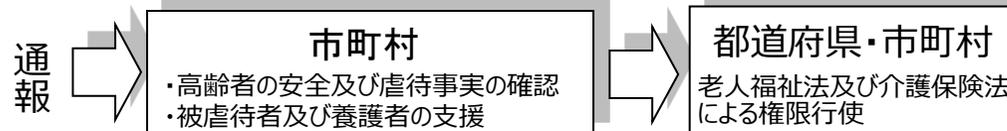
「養介護施設従事者」とは、老人福祉法及び介護保険法に定める養介護施設若しくは養介護事業の業務に従事する職員

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 ・第1号事業

#### 1 通報の義務

発見者	虐待発生の場所	虐待の状況	通報義務
・虐待を発見した者 ・養介護施設従業者等	・家庭など養護者による養護が行われている場 ・養介護施設・養介護事業	・高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合	・通報しなければならない（義務）
		・上記以外の場合	・通報するよう努めなければならない（努力義務）
・養介護施設従事者等	・自身が従事する養介護施設・養介護事業	・虐待の程度にかかわらず	・通報しなければならない（義務）

#### 2 虐待対応のフロー



#### 高年齢者虐待の具体例

##### ◎ 身体的虐待

暴力行為などで身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる。

・ベットに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制する／等

##### ◎ 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること

・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。

・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。侮辱を込めて子どものように扱う。

・高齢者が話しかけているものを意図的に無視する／等

##### ◎ 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要

・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する

・キス、性器への接触、セックスの強要／等

##### ◎ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

・日常的に必要な金銭を渡さない・使わせない。

・本人の自宅等を本人に無断で売却する・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

##### ◎ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること

・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている

・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。

・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。

・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。

・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等